

教育職員の給与改正について

第106号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第107号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 月例給の改正について

【学校教育職員および幼稚園教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、給料表の改正を行う。

I 給料表の改正

(1) 学校教育職員に係るもの

特別区人事委員会勧告に基づき、東京都人事委員会勧告に沿った改正を行うこととし、公民較差分（給与月額 10,595 円、2.59%）の引上げ改定を行う。※改正後の給料表は、令和6年4月支給の給料より遡って適用する。

(2) 幼稚園教育職員に係るもの

特別区人事委員会勧告に基づき、公民較差分（給与月額 11,029 円、2.89%）の引上げ改定を行う。※改正後の給料表は、令和6年4月支給の給料より遡って適用する。

2 特別給の改正について

【学校教育職員および幼稚園教育職員】

特別区人事委員会勧告に基づき、特別給の年間支給月数を 0.2 月引き上げる改正を行う。引上げは、令和6年12月支給の期末・勤勉手当から実施する。

I 引上げ分について、一般職員および管理職員とも、期末手当および勤勉手当に均等に配分する。

(1)一般職員

	現行		改正案
特別給全体	4.65月 (2.45月)		<u>4.85月 (2.55月)</u>
・期末手当	2.40月 (1.35月)	⇒	<u>2.50月 (1.40月)</u>
・勤勉手当	2.25月 (1.1月)		<u>2.35月 (1.15月)</u>

※ () は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

(2)管理職員

	現行		改正案
特別給全体	4.65月 (2.45月)		<u>4.85月 (2.55月)</u>
・期末手当	2.05月 (1.175月)	⇒	<u>2.15月 (1.225月)</u>
・勤勉手当	2.60月 (1.275月)		<u>2.70月 (1.325月)</u>

※ () は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

II 一般職員の期末・勤勉手当引上げ分について、令和6年度は12月支給に実施するが、令和7年度については、6月期と12月期に按分するため、令和7年4月1日施行の一部改正条例第2条において、勤勉手当の支給月数を調整し割り振る。

また、管理職員の期末・勤勉手当についても、同様に支給月数を調整し割り振る。

(1) 一般職員

	現行	⇒	令和6年度	⇒	令和7年度から
特別給全体	4.65月 (2.45月)		<u>4.85月 (2.55月)</u>		4.85月 (2.55月)
期末手当全体	2.40月 (1.35月)		<u>2.50月 (1.40月)</u>		2.50月 (1.40月)
6月期	1.20月 (0.675月)		1.20月 (0.675月)		<u>1.25月 (0.7月)</u>
12月期	1.20月 (0.675月)		<u>1.30月 (0.725月)</u>		<u>1.25月 (0.7月)</u>
勤勉手当全体	2.25月 (1.10月)		<u>2.35月 (1.15月)</u>		2.35月 (1.15月)
6月期	1.125月 (0.55月)		1.125月 (0.55月)		<u>1.175月 (0.575月)</u>
12月期	1.125月 (0.55月)		<u>1.225月 (0.6月)</u>		<u>1.175月 (0.575月)</u>

() は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

(2) 管理職員

	現行	⇒ 令和6年度	⇒ 令和7年度から
特別給全体	4.65月 (2.45月)	<u>4.85月 (2.55月)</u>	4.85月 (2.55月)
期末手当全体	2.05月 (1.175月)	<u>2.15月 (1.225月)</u>	2.15月 (1.225月)
+ 6月期	1.025月 (0.5875月)	1.025月 (0.5875月)	<u>1.075月 (0.6125月)</u>
12月期	1.025月 (0.5875月)	<u>1.125月 (0.6375月)</u>	<u>1.075月 (0.6125月)</u>
勤勉手当全体	2.60月 (1.275月)	<u>2.70月 (1.325月)</u>	2.70月 (1.325月)
6月期	1.30月 (0.6375月)	1.30月 (0.6375月)	<u>1.35月 (0.6625月)</u>
12月期	1.30月 (0.6375月)	<u>1.40月 (0.6875月)</u>	<u>1.35月 (0.6625月)</u>

※ () は幼稚園定年前再任用短時間勤務職員

3 扶養手当の改定

配偶者またはパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を廃止し、子に係る手当額を上げる。なお、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

○各年度における扶養手当の手当額

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度から
配偶者等	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

4 施行期日

【学校教育職員および幼稚園教育職員】

- (1) 給料表の改定
公布の日（令和6年4月1日から適用）
- (2) 扶養手当の改定
公布の日（令和7年4月1日から実施）
- (3) 特別給支給月数の改定
6年度 公布の日
7年度 令和7年4月1日

※両条例の議会議決後に、改めて関連規則を教育委員会に付議予定。

第106号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）

の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の67.5」と」の次に「、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の58.75」と」の次に「、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」と」を加える。

第30条第2項中「100分の112.5」を「、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」に、「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の140」に改め、同条第3項中「100分の55」と」の次に「、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と」を、「100分の63.75」と」の

次に「、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」と」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	191,400	225,600	279,600	300,700	353,600	393,300
	2	192,700	227,600	281,500	302,500	355,700	395,400
	3	194,000	229,600	283,300	304,300	357,800	397,400
	4	195,300	231,600	285,000	306,100	359,900	399,400
	5	196,700	233,600	286,700	308,000	362,000	401,400
	6	198,300	235,700	288,500	309,800	364,000	403,400
	7	200,000	237,700	290,200	311,600	365,900	405,300
	8	201,800	239,700	292,000	313,400	367,700	407,200
	9	203,600	241,700	293,800	315,300	369,500	409,100
	10	205,500	243,500	295,600	317,300	371,300	411,100
	11	207,500	245,300	297,400	319,400	373,200	413,000
	12	209,600	247,100	299,200	321,500	375,100	414,900
	13	211,600	248,900	301,000	323,600	377,000	416,800
	14	213,500	250,700	302,800	325,700	378,800	418,700
	15	215,500	252,500	304,600	327,900	380,600	420,600
	16	217,500	254,300	306,400	330,100	382,500	422,500
	17	219,600	256,200	308,200	332,200	384,400	424,400
	18	221,900	258,200	310,200	334,100	386,200	426,300
	19	224,200	260,100	312,300	336,000	388,100	428,200
	20	226,500	262,000	314,400	337,800	389,900	430,100
	21	228,800	263,800	316,400	339,500	391,700	432,000
	22	229,700	265,500	318,300	341,300	393,600	433,900
	23	230,600	267,100	320,200	343,100	395,400	435,800
	24	231,500	268,700	322,000	344,900	397,200	437,700
	25	232,300	270,200	323,800	346,700	399,000	439,500
	26	233,200	271,800	325,600	348,500	400,800	441,400
	27	234,100	273,400	327,400	350,300	402,600	443,300
	28	235,000	274,900	329,200	352,100	404,400	445,200
	29	235,900	276,400	330,900	353,900	406,200	447,000
	30	236,800	277,900	332,600	355,700	408,000	448,900
	31	237,700	279,500	334,400	357,400	409,800	450,800
	32	238,600	281,100	336,100	359,200	411,600	452,700
	33	239,500	282,600	337,800	361,000	413,400	454,500
	34	240,500	284,200	339,500	362,800	415,200	456,300
	35	241,500	285,700	341,300	364,600	417,000	458,100
	36	242,500	287,200	343,000	366,300	418,700	459,900
	37	243,500	288,700	344,700	368,100	420,400	461,700
	38	244,500	290,200	346,400	369,900	422,200	463,400
	39	245,500	291,700	348,100	371,700	423,900	465,100
	40	246,500	293,300	349,800	373,500	425,600	466,800

41	247,600	294,800	351,500	375,200	427,300	468,500
42	248,900	296,400	353,200	376,900	429,000	470,200
43	250,300	297,900	354,800	378,600	430,700	471,900
44	251,700	299,400	356,400	380,300	432,400	473,600
45	253,100	300,900	358,000	382,000	434,100	475,200
46	254,200	302,400	359,600	383,700	435,800	476,800
47	255,200	303,900	361,200	385,300	437,500	478,500
48	256,200	305,400	362,800	386,900	439,200	480,200
49	257,200	307,000	364,400	388,500	440,900	481,800
50	258,200	308,500	366,000	390,100	442,600	483,500
51	259,200	310,000	367,600	391,700	444,200	485,200
52	260,200	311,500	369,200	393,300	445,800	486,800
53	261,200	313,000	370,700	394,900	447,300	488,300
54	262,200	314,500	372,200	396,500	448,800	490,000
55	263,200	316,000	373,800	398,000	450,300	491,600
56	264,200	317,500	375,300	399,500	451,800	493,100
57	265,100	319,000	376,800	401,000	453,200	494,500
58	266,100	320,500	378,200	402,500	454,600	495,700
59	267,100	322,000	379,600	403,900	456,000	496,900
60	268,000	323,500	381,000	405,300	457,400	498,000
61	268,900	325,000	382,300	406,600	458,700	499,100
62	269,800	326,500	383,500	407,900	460,000	500,100
63	270,700	328,000	384,700	409,300	461,200	501,000
64	271,700	329,400	385,800	410,700	462,300	501,800
65	272,600	330,800	386,800	412,000	463,300	502,500
66	273,600	332,200	387,800	413,300	464,300	503,300
67	274,500	333,600	388,700	414,700	465,200	504,000
68	275,400	335,000	389,600	416,000	466,100	504,700
69	276,300	336,300	390,400	417,200	467,000	505,300
70	277,200	337,600	391,300	418,400	467,900	505,900
71	278,100	338,800	392,100	419,600	468,700	506,500
72	279,100	340,000	392,900	420,900	469,400	507,100
73	280,000	341,200	393,600	422,100	470,100	507,700
74	280,900	342,400	394,300	423,200	470,700	508,200
75	281,800	343,600	394,900	424,400	471,300	508,700
76	282,600	344,800	395,500	425,500	471,800	509,200
77	283,400	345,900	396,000	426,500	472,300	509,700
78	284,300	347,100	396,600	427,500	472,800	510,200
79	285,200	348,200	397,100	428,500	473,300	510,700
80	286,000	349,200	397,600	429,500	473,800	511,200
81	286,800	350,200	398,100	430,500	474,300	511,700
82	287,600	351,200	398,600	431,400	474,800	512,200
83	288,400	352,100	399,000	432,300	475,300	512,700
84	289,200	353,000	399,400	433,100	475,800	513,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

85	290,000	353,900	399,700	433,800	476,300	513,700
86	290,800	354,700	400,100	434,300	476,800	
87	291,600	355,500	400,500	434,700	477,300	
88	292,300	356,200	400,900	435,100	477,800	
89	293,000	356,800	401,300	435,500	478,300	
90	293,700	357,500	401,700	436,000	478,800	
91	294,400	358,100	402,100	436,400	479,300	
92	295,100	358,600	402,500	436,800	479,800	
93	295,800	359,100	402,900	437,100	480,300	
94	296,500	359,700	403,300	437,500	480,800	
95	297,200	360,300	403,700	437,900	481,300	
96	297,900	360,800	404,100	438,300	481,800	
97	298,600	361,300	404,500	438,700	482,300	
98	299,300	361,900	404,900	439,100	482,800	
99	300,000	362,400	405,300	439,500	483,300	
100	300,600	362,900	405,700	439,900	483,800	
101	301,200	363,300	406,100	440,300	484,300	
102	301,900	363,800	406,500	440,700		
103	302,600	364,300	406,900	441,100		
104	303,200	364,800	407,300	441,500		
105	303,800	365,300	407,700	441,900		
106	304,400	365,700	408,100	442,300		
107	305,000	366,100	408,500	442,700		
108	305,500	366,500	408,900	443,100		
109	306,000	366,900	409,200	443,500		
110	306,600	367,300	409,600	443,900		
111	307,200	367,600	409,900	444,300		
112	307,700	367,900	410,300	444,700		
113	308,200	368,200	410,700	445,100		
114	308,700	368,600	411,100	445,500		
115	309,200	368,900	411,500	445,900		
116	309,700	369,200	411,900	446,300		
117	310,100	369,500	412,200	446,700		
118	310,600	369,900	412,600	447,100		
119	311,100	370,200	412,900	447,500		
120	311,600	370,500	413,300	447,900		
121	312,000	370,800	413,700	448,300		
122	312,400	371,200	414,100	448,700		
123	312,800	371,500	414,400	449,100		
124	313,200	371,800	414,800	449,500		
125	313,600	372,100	415,200	449,900		
126	314,000	372,500	415,600	450,300		
127	314,300	372,800	416,000	450,700		
128	314,600	373,100	416,400	451,100		

129	314,900	373,400	416,700	451,500		
130	315,300	373,800	417,100	451,900		
131	315,600	374,100	417,500	452,300		
132	315,900	374,400	417,900	452,700		
133	316,200	374,700	418,200	453,100		
134	316,500	375,100	418,600			
135	316,900	375,400	419,000			
136	317,200	375,700	419,400			
137	317,500	376,000	419,700			
138	317,900	376,400	420,100			
139	318,200	376,700	420,500			
140	318,500	377,000	420,800			
141	318,800	377,300	421,100			
142	319,200	377,600	421,500			
143	319,500	377,900	421,900			
144	319,800	378,200	422,200			
145	320,100	378,500	422,500			
146	320,500	378,800	422,900			
147	320,800	379,100	423,300			
148	321,100	379,400	423,600			
149	321,400	379,700	423,900			
150	321,800	380,000				
151	322,100	380,300				
152	322,400	380,600				
153	322,700	380,900				
154	323,000	381,200				
155	323,300	381,500				
156	323,600	381,800				
157	323,900	382,100				
158	324,200	382,400				
159	324,500	382,700				
160	324,800	383,000				
161	325,100	383,300				
162	325,400	383,600				
163	325,700	383,900				
164	326,000	384,200				
165	326,300	384,500				
166	326,600	384,800				
167	326,900	385,100				
168	327,200	385,400				
169	327,500	385,700				
170		386,000				
171		386,300				
172		386,600				

	173		386,900				
	174		387,200				
	175		387,500				
	176		387,800				
	177		388,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		223,500	262,600	281,300	299,600	330,700	399,500

第2条 学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号および第2号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族等（以下「扶養親族たる子」という。）

10,500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円

第14条第1項第2号中「前条第2項第3号もしくは第5号」を「前条第2項第2号もしくは第4号」に改める。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」を「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の117.5」に、「、6月に支給する場合には100分の130、1

2月に支給する場合においては「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」を「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」に、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」を「100分の135」とあるのは「100分の66.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）による改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める

職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,

500円」とあるのは、「10,000円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例第13条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第13条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を扶養手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

(委任)

9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(説明) 学校教育職員の給与を改定する必要がある。

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条による改正】

第1条による改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の102.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</p>
<p>(第4項および第5項省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5(第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とある</p>	<p>(第4項および第5項省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5(第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とある</p>

第1条による改正後	現行
<p>るのは「100分の60」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。 (第4項から第6項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>	<p>のは「100分の63.75」とする。 (第4項から第6項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>

【第2条による改正】

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族等のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族等とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族等の区分に応じて、扶養親族等1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。) 10,500円</p> <p>(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第13条 扶養手当は、扶養親族等のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族等とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)またはパートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。)の相手方</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族等の区分に応じて、扶養親族等1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する扶養親族等 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円</p>
<p>(第4項省略)</p> <p>第14条 新たに職員となった者に扶養親族等がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(第1号省略)</p>	<p>(第4項省略)</p> <p>第14条 新たに職員となった者に扶養親族等がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(第1号省略)</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>(2) 扶養親族等たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第2号もしくは第4号に該当する扶養親族等が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族等たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(2) 扶養親族等たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族等が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族等たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第27条 (第1項省略)</p>	<p>第27条 (第1項省略)</p>
<p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p>
<p>(第4項および第5項省略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(第4項および第5項省略)</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>第30条 (第1項省略)</p>	<p>第30条 (第1項省略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>（第12条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>	<p>3 定年前提任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p>

【改正付則】

改正後	現行
<p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）による改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)</p> <p>3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て規則で定める。 (施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)</p> <p>4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)</p>	

改正後	現行
<p>5 <u>第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	
<p><u>(扶養手当に関する特例措置)</u></p>	
<p>6 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。</u></p>	
<p>7 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。</u></p>	
<p>8 <u>令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例第13条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第13条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 令和7年度 4,000円</u></p>	
<p><u>(2) 令和8年度 2,000円</u></p>	
<p><u>(委任)</u></p>	
<p>9 <u>付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</u></p>	

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後								改正前							
別表第1（第6条関係）								別表第1（第6条関係）							
職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	191,400	225,600	279,600	300,700	353,600	393,300	1	163,500	194,300	254,200	277,200	337,500	381,900	
	2	192,700	227,600	281,500	302,500	355,700	395,400	2	164,800	196,300	256,400	279,300	340,000	384,300	
	3	194,000	229,600	283,300	304,300	357,800	397,400	3	166,100	198,300	258,500	281,400	342,500	386,700	
	4	195,300	231,600	285,000	306,100	359,900	399,400	4	167,400	200,300	260,500	283,500	345,000	389,000	
	5	196,700	233,600	286,700	308,000	362,000	401,400	5	168,800	202,300	262,500	285,700	347,500	391,300	
	6	198,300	235,700	288,500	309,800	364,000	403,400	6	170,300	204,400	264,600	287,800	349,700	393,500	
	7	200,000	237,700	290,200	311,600	365,900	405,300	7	171,800	206,400	266,600	289,900	351,900	395,700	
	8	201,800	239,700	292,000	313,400	367,700	407,200	8	173,400	208,400	268,700	292,000	354,100	397,800	
	9	203,600	241,700	293,800	315,300	369,500	409,100	9	175,000	210,400	270,800	294,200	356,200	399,900	
	10	205,500	243,500	295,600	317,300	371,300	411,100	10	176,700	212,400	272,900	296,600	358,300	402,000	
	11	207,500	245,300	297,400	319,400	373,200	413,000	11	178,500	214,400	275,000	299,000	360,500	404,100	
	12	209,600	247,100	299,200	321,500	375,100	414,900	12	180,400	216,400	277,100	301,400	362,700	406,100	
	13	211,600	248,900	301,000	323,600	377,000	416,800	13	182,300	218,500	279,200	303,900	364,900	408,100	
	14	213,500	250,700	302,800	325,700	378,800	418,700	14	184,200	220,500	281,300	306,300	367,100	410,100	
	15	215,500	252,500	304,600	327,900	380,600	420,600	15	186,200	222,500	283,400	308,800	369,300	412,100	
	16	217,500	254,300	306,400	330,100	382,500	422,500	16	188,200	224,500	285,500	311,300	371,500	414,100	
	17	219,600	256,200	308,200	332,200	384,400	424,400	17	190,300	226,600	287,600	313,800	373,600	416,100	
	18	221,900	258,200	310,200	334,100	386,200	426,300	18	192,600	228,900	290,000	316,000	375,800	418,100	
19	224,200	260,100	312,300	336,000	388,100	428,200	19	194,900	231,100	292,500	318,200	377,900	420,100		

改正後								改正前							
20	226,500	262,000	314,400	337,800	389,900	430,100		20	197,200	233,300	294,900	320,300	380,000	422,100	
21	228,800	263,800	316,400	339,500	391,700	432,000		21	199,500	235,400	297,300	322,400	382,000	424,100	
22	229,700	265,500	318,300	341,300	393,600	433,900		22	200,700	237,500	299,600	324,500	384,100	426,100	
23	230,600	267,100	320,200	343,100	395,400	435,800		23	201,900	239,500	301,800	326,700	386,100	428,000	
24	231,500	268,700	322,000	344,900	397,200	437,700		24	203,100	241,500	304,000	328,900	388,100	429,900	
25	232,300	270,200	323,800	346,700	399,000	439,500		25	204,200	243,400	306,100	331,000	390,100	431,800	
26	233,200	271,800	325,600	348,500	400,800	441,400		26	205,400	245,400	308,300	333,100	392,100	433,700	
27	234,100	273,400	327,400	350,300	402,600	443,300		27	206,600	247,400	310,500	335,300	394,000	435,600	
28	235,000	274,900	329,200	352,100	404,400	445,200		28	207,800	249,300	312,600	337,500	395,900	437,500	
29	235,900	276,400	330,900	353,900	406,200	447,000		29	209,000	251,200	314,600	339,600	397,800	439,400	
30	236,800	277,900	332,600	355,700	408,000	448,900		30	210,200	253,100	316,600	341,800	399,700	441,300	
31	237,700	279,500	334,400	357,400	409,800	450,800		31	211,400	255,100	318,700	343,900	401,600	443,200	
32	238,600	281,100	336,100	359,200	411,600	452,700		32	212,600	257,100	320,700	346,100	403,500	445,100	
33	239,500	282,600	337,800	361,000	413,400	454,500		33	213,800	259,000	322,700	348,200	405,400	446,900	
34	240,500	284,200	339,500	362,800	415,200	456,300		34	215,100	261,000	324,700	350,300	407,300	448,700	
35	241,500	285,700	341,300	364,600	417,000	458,100		35	216,500	262,900	326,800	352,500	409,200	450,500	
36	242,500	287,200	343,000	366,300	418,700	459,900		36	217,800	264,800	328,800	354,600	411,000	452,300	
37	243,500	288,700	344,700	368,100	420,400	461,700		37	219,100	266,700	330,800	356,800	412,800	454,100	
38	244,500	290,200	346,400	369,900	422,200	463,400		38	220,500	268,600	332,800	359,000	414,700	455,800	
39	245,500	291,700	348,100	371,700	423,900	465,100		39	221,800	270,500	334,900	361,100	416,500	457,500	
40	246,500	293,300	349,800	373,500	425,600	466,800		40	223,100	272,500	336,900	363,200	418,300	459,200	
41	247,600	294,800	351,500	375,200	427,300	468,500		41	224,500	274,400	338,900	365,200	420,100	460,900	
42	248,900	296,400	353,200	376,900	429,000	470,200		42	226,100	276,400	341,000	367,100	421,900	462,600	
43	250,300	297,900	354,800	378,600	430,700	471,900		43	227,800	278,300	343,000	369,100	423,700	464,300	
44	251,700	299,400	356,400	380,300	432,400	473,600		44	229,500	280,200	345,000	371,000	425,500	466,000	
45	253,100	300,900	358,000	382,000	434,100	475,200		45	231,200	282,100	347,000	373,000	427,300	467,600	
46	254,200	302,400	359,600	383,700	435,800	476,800		46	232,600	284,000	349,000	375,000	429,000	469,200	

改正後								改正前							
47	255,200	303,900	361,200	385,300	437,500	478,500		47	234,000	285,900	351,000	376,900	430,700	470,900	
48	256,200	305,400	362,800	386,900	439,200	480,200		48	235,400	287,800	353,000	378,800	432,400	472,600	
49	257,200	307,000	364,400	388,500	440,900	481,800		49	236,800	289,800	354,900	380,600	434,100	474,200	
50	258,200	308,500	366,000	390,100	442,600	483,500		50	238,200	291,700	356,800	382,500	435,800	475,900	
51	259,200	310,000	367,600	391,700	444,200	485,200		51	239,600	293,600	358,700	384,400	437,400	477,600	
52	260,200	311,500	369,200	393,300	445,800	486,800		52	241,000	295,500	360,600	386,200	439,000	479,200	
53	261,200	313,000	370,700	394,900	447,300	488,300		53	242,400	297,400	362,400	388,100	440,500	480,700	
54	262,200	314,500	372,200	396,500	448,800	490,000		54	243,800	299,300	364,200	389,900	442,000	482,400	
55	263,200	316,000	373,800	398,000	450,300	491,600		55	245,200	301,200	366,100	391,600	443,500	484,000	
56	264,200	317,500	375,300	399,500	451,800	493,100		56	246,500	303,100	367,900	393,400	445,000	485,500	
57	265,100	319,000	376,800	401,000	453,200	494,500		57	247,800	305,000	369,700	395,200	446,400	486,900	
58	266,100	320,500	378,200	402,500	454,600	495,700		58	249,100	306,900	371,400	396,900	447,800	488,100	
59	267,100	322,000	379,600	403,900	456,000	496,900		59	250,400	308,800	373,100	398,500	449,200	489,300	
60	268,000	323,500	381,000	405,300	457,400	498,000		60	251,700	310,700	374,800	400,100	450,600	490,400	
61	268,900	325,000	382,300	406,600	458,700	499,100		61	252,900	312,600	376,400	401,600	451,900	491,500	
62	269,800	326,500	383,500	407,900	460,000	500,100		62	254,100	314,500	377,900	403,100	453,200	492,500	
63	270,700	328,000	384,700	409,300	461,200	501,000		63	255,300	316,400	379,400	404,700	454,400	493,400	
64	271,700	329,400	385,800	410,700	462,300	501,800		64	256,600	318,200	380,800	406,300	455,500	494,200	
65	272,600	330,800	386,800	412,000	463,300	502,500		65	257,900	320,000	382,100	407,800	456,500	494,900	
66	273,600	332,200	387,800	413,300	464,300	503,300		66	259,200	321,800	383,400	409,200	457,500	495,700	
67	274,500	333,600	388,700	414,700	465,200	504,000		67	260,400	323,600	384,600	410,700	458,400	496,400	
68	275,400	335,000	389,600	416,000	466,100	504,700		68	261,600	325,400	385,800	412,100	459,300	497,100	
69	276,300	336,300	390,400	417,200	467,000	505,300		69	262,800	327,100	386,900	413,400	460,200	497,700	
70	277,200	337,600	391,300	418,400	467,900	505,900		70	264,000	328,800	388,100	414,600	461,100	498,300	
71	278,100	338,800	392,100	419,600	468,700	506,500		71	265,200	330,400	389,200	415,800	461,900	498,900	
72	279,100	340,000	392,900	420,900	469,400	507,100		72	266,500	332,000	390,300	417,100	462,600	499,500	
73	280,000	341,200	393,600	422,100	470,100	507,700		73	267,700	333,600	391,300	418,300	463,300	500,100	

改正後								改正前							
74	280,900	342,400	394,300	423,200	470,700	508,200		74	269,000	335,200	392,200	419,400	463,900	500,600	
75	281,800	343,600	394,900	424,400	471,300	508,700		75	270,200	336,800	393,100	420,600	464,500	501,100	
76	282,600	344,800	395,500	425,500	471,800	509,200		76	271,400	338,400	393,900	421,700	465,000	501,600	
77	283,400	345,900	396,000	426,500	472,300	509,700		77	272,600	339,900	394,600	422,700	465,500	502,100	
78	284,300	347,100	396,600	427,500	472,800	510,200		78	273,800	341,400	395,200	423,700	466,000	502,600	
79	285,200	348,200	397,100	428,500	473,300	510,700		79	275,000	342,800	395,700	424,700	466,500	503,100	
80	286,000	349,200	397,600	429,500	473,800	511,200		80	276,200	344,100	396,200	425,700	467,000	503,600	
81	286,800	350,200	398,100	430,500	474,300	511,700		81	277,400	345,400	396,700	426,700	467,500	504,100	
82	287,600	351,200	398,600	431,400	474,800	512,200		82	278,600	346,700	397,200	427,600	468,000	504,600	
83	288,400	352,100	399,000	432,300	475,300	512,700		83	279,800	348,000	397,600	428,500	468,500	505,100	
84	289,200	353,000	399,400	433,100	475,800	513,200		84	280,900	349,300	398,000	429,300	469,000	505,600	
85	290,000	353,900	399,700	433,800	476,300	513,700		85	282,100	350,500	398,300	430,000	469,500	506,100	
86	290,800	354,700	400,100	434,300	476,800			86	283,300	351,600	398,700	430,500	470,000		
87	291,600	355,500	400,500	434,700	477,300			87	284,400	352,600	399,100	430,900	470,500		
88	292,300	356,200	400,900	435,100	477,800			88	285,500	353,600	399,500	431,300	471,000		
89	293,000	356,800	401,300	435,500	478,300			89	286,600	354,500	399,900	431,700	471,500		
90	293,700	357,500	401,700	436,000	478,800			90	287,700	355,400	400,300	432,200	472,000		
91	294,400	358,100	402,100	436,400	479,300			91	288,800	356,200	400,700	432,600	472,500		
92	295,100	358,600	402,500	436,800	479,800			92	289,800	357,000	401,100	433,000	473,000		
93	295,800	359,100	402,900	437,100	480,300			93	290,800	357,700	401,500	433,300	473,500		
94	296,500	359,700	403,300	437,500	480,800			94	291,800	358,300	401,900	433,700	474,000		
95	297,200	360,300	403,700	437,900	481,300			95	292,800	358,900	402,300	434,100	474,500		
96	297,900	360,800	404,100	438,300	481,800			96	293,800	359,500	402,700	434,500	475,000		
97	298,600	361,300	404,500	438,700	482,300			97	294,800	360,100	403,100	434,900	475,500		
98	299,300	361,900	404,900	439,100	482,800			98	295,800	360,700	403,500	435,300	476,000		
99	300,000	362,400	405,300	439,500	483,300			99	296,700	361,200	403,900	435,700	476,500		
100	300,600	362,900	405,700	439,900	483,800			100	297,600	361,700	404,300	436,100	477,000		

改正後								改正前							
101	301,200	363,300	406,100	440,300	484,300			101	298,500	362,100	404,700	436,500	477,500		
102	301,900	363,800	406,500	440,700				102	299,400	362,600	405,100	436,900			
103	302,600	364,300	406,900	441,100				103	300,300	363,100	405,500	437,300			
104	303,200	364,800	407,300	441,500				104	301,200	363,600	405,900	437,700			
105	303,800	365,300	407,700	441,900				105	302,000	364,100	406,300	438,100			
106	304,400	365,700	408,100	442,300				106	302,800	364,500	406,700	438,500			
107	305,000	366,100	408,500	442,700				107	303,500	364,900	407,100	438,900			
108	305,500	366,500	408,900	443,100				108	304,200	365,300	407,500	439,300			
109	306,000	366,900	409,200	443,500				109	304,900	365,700	407,800	439,700			
110	306,600	367,300	409,600	443,900				110	305,500	366,100	408,200	440,100			
111	307,200	367,600	409,900	444,300				111	306,100	366,400	408,500	440,500			
112	307,700	367,900	410,300	444,700				112	306,700	366,700	408,900	440,900			
113	308,200	368,200	410,700	445,100				113	307,200	367,000	409,300	441,300			
114	308,700	368,600	411,100	445,500				114	307,700	367,400	409,700	441,700			
115	309,200	368,900	411,500	445,900				115	308,200	367,700	410,100	442,100			
116	309,700	369,200	411,900	446,300				116	308,700	368,000	410,500	442,500			
117	310,100	369,500	412,200	446,700				117	309,100	368,300	410,800	442,900			
118	310,600	369,900	412,600	447,100				118	309,600	368,700	411,200	443,300			
119	311,100	370,200	412,900	447,500				119	310,100	369,000	411,500	443,700			
120	311,600	370,500	413,300	447,900				120	310,600	369,300	411,900	444,100			
121	312,000	370,800	413,700	448,300				121	311,000	369,600	412,300	444,500			
122	312,400	371,200	414,100	448,700				122	311,400	370,000	412,700	444,900			
123	312,800	371,500	414,400	449,100				123	311,800	370,300	413,000	445,300			
124	313,200	371,800	414,800	449,500				124	312,200	370,600	413,400	445,700			
125	313,600	372,100	415,200	449,900				125	312,600	370,900	413,800	446,100			
126	314,000	372,500	415,600	450,300				126	313,000	371,300	414,200	446,500			
127	314,300	372,800	416,000	450,700				127	313,300	371,600	414,600	446,900			

改正後								改正前							
128	314,600	373,100	416,400	451,100				128	313,600	371,900	415,000	447,300			
129	314,900	373,400	416,700	451,500				129	313,900	372,200	415,300	447,700			
130	315,300	373,800	417,100	451,900				130	314,300	372,600	415,700	448,100			
131	315,600	374,100	417,500	452,300				131	314,600	372,900	416,100	448,500			
132	315,900	374,400	417,900	452,700				132	314,900	373,200	416,500	448,900			
133	316,200	374,700	418,200	453,100				133	315,200	373,500	416,800	449,300			
134	316,500	375,100	418,600					134	315,500	373,900	417,200				
135	316,900	375,400	419,000					135	315,900	374,200	417,600				
136	317,200	375,700	419,400					136	316,200	374,500	418,000				
137	317,500	376,000	419,700					137	316,500	374,800	418,300				
138	317,900	376,400	420,100					138	316,900	375,200	418,700				
139	318,200	376,700	420,500					139	317,200	375,500	419,100				
140	318,500	377,000	420,800					140	317,500	375,800	419,400				
141	318,800	377,300	421,100					141	317,800	376,100	419,700				
142	319,200	377,600	421,500					142	318,200	376,400	420,100				
143	319,500	377,900	421,900					143	318,500	376,700	420,500				
144	319,800	378,200	422,200					144	318,800	377,000	420,800				
145	320,100	378,500	422,500					145	319,100	377,300	421,100				
146	320,500	378,800	422,900					146	319,500	377,600	421,500				
147	320,800	379,100	423,300					147	319,800	377,900	421,900				
148	321,100	379,400	423,600					148	320,100	378,200	422,200				
149	321,400	379,700	423,900					149	320,400	378,500	422,500				
150	321,800	380,000						150	320,800	378,800					
151	322,100	380,300						151	321,100	379,100					
152	322,400	380,600						152	321,400	379,400					
153	322,700	380,900						153	321,700	379,700					
154	323,000	381,200						154	322,000	380,000					

改正後								改正前							
	155	323,300	381,500						155	322,300	380,300				
	156	323,600	381,800						156	322,600	380,600				
	157	323,900	382,100						157	322,900	380,900				
	158	324,200	382,400						158	323,200	381,200				
	159	324,500	382,700						159	323,500	381,500				
	160	324,800	383,000						160	323,800	381,800				
	161	325,100	383,300						161	324,100	382,100				
	162	325,400	383,600						162	324,400	382,400				
	163	325,700	383,900						163	324,700	382,700				
	164	326,000	384,200						164	325,000	383,000				
	165	326,300	384,500						165	325,300	383,300				
	166	326,600	384,800						166	325,600	383,600				
	167	326,900	385,100						167	325,900	383,900				
	168	327,200	385,400						168	326,200	384,200				
	169	327,500	385,700						169	326,500	384,500				
	170		386,000						170		384,800				
	171		386,300						171		385,100				
	172		386,600						172		385,400				
	173		386,900						173		385,700				
	174		387,200						174		386,000				
	175		387,500						175		386,300				
	176		387,800						176		386,600				
	177		388,100						177		386,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
		220,200	258,700	277,200	295,200	325,600	393,300			220,200	258,700	277,200	295,200	325,600	393,300

改正後								改正前								
員								員								

第107号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年品川区条例第32号)

の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の67.5」との次に「、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の58.75」との次に「、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」と」を加える。

第30条第2項中「100分の112.5」を「、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の122.5」に、「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の140」に改め、同条第3項中「100分の55」との次に「、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と」を、「100分の63.75」との

次に「、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」と」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条、第20条関係）
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500
	2	208,400	287,200	328,300	362,100
	3	210,600	289,100	330,200	364,700
	4	212,800	290,800	332,100	367,300
	5	215,200	292,900	334,000	369,900
	6	217,300	294,700	335,700	372,500
	7	219,500	296,100	337,800	375,000
	8	221,600	297,500	339,600	377,400
	9	224,100	299,300	341,500	379,800
	10	226,200	300,900	343,400	381,700
	11	228,500	302,600	345,400	383,600
	12	230,900	304,200	347,200	385,500
	13	233,000	305,600	349,100	387,700
	14	234,800	307,300	350,800	389,600
	15	236,500	309,100	352,800	391,400
	16	237,900	310,500	354,800	393,400
	17	239,400	311,900	356,800	395,500
	18	241,000	314,200	359,200	397,300
	19	242,200	316,500	361,700	398,900
	20	243,800	318,800	364,200	400,300
	21	245,000	321,100	366,700	402,000
	22	246,000	322,600	368,300	403,500
	23	247,200	324,500	370,200	404,900
	24	248,300	326,400	372,100	406,100
	25	249,600	328,200	373,900	407,400
	26	250,300	330,000	375,500	408,700
	27	251,600	331,600	377,300	410,000
	28	252,800	333,100	378,900	411,300
	29	254,100	334,900	380,500	412,400
	30	255,500	336,400	382,100	413,500
	31	256,500	338,000	383,700	414,600
	32	258,000	339,500	385,300	415,700
	33	259,300	341,200	387,000	416,800
	34	260,700	342,800	388,400	417,700
	35	261,900	344,500	389,900	418,700
	36	263,400	346,300	391,000	419,500
	37	264,600	347,500	392,000	420,300
	38	266,000	349,000	393,200	421,200
	39	267,200	350,600	394,300	421,900
	40	268,600	352,100	395,100	422,700

41	270,200	353,200	396,000	423,500
42	271,400	354,600	396,900	424,300
43	273,000	356,000	397,900	425,200
44	274,500	357,200	398,700	426,000
45	276,100	358,300	399,400	426,700
46	277,700	359,600	400,000	427,400
47	279,200	360,900	400,800	428,100
48	280,800	362,200	401,500	428,700
49	282,000	363,400	402,300	429,300
50	283,500	364,600	402,900	430,000
51	285,000	365,700	403,600	430,600
52	286,400	366,900	404,400	431,100
53	288,200	368,000	405,100	431,600
54	289,500	369,100	405,900	432,200
55	290,900	370,100	406,700	432,700
56	292,600	371,100	407,400	433,300
57	294,500	372,000	407,900	433,900
58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500
69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700
80	333,200	389,000	420,900	445,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

81	334,600	389,600	421,400	445,700
82	336,000	390,100	421,900	446,200
83	337,300	390,700	422,400	446,700
84	338,500	391,300	422,900	447,100
85	339,700	391,900	423,300	447,600
86	341,000	392,500	423,700	448,000
87	342,400	393,000	424,200	448,400
88	343,600	393,600	424,700	448,800
89	344,800	394,100	425,200	449,100
90	346,000	394,500	425,600	449,400
91	347,200	395,100	426,100	449,800
92	348,300	395,600	426,600	450,200
93	349,400	396,100	427,000	450,600
94	350,400	396,600	427,400	451,000
95	351,400	397,100	427,800	451,400
96	352,400	397,600	428,200	451,800
97	353,400	398,000	428,600	452,100
98	354,300	398,400	428,900	452,400
99	355,100	398,900	429,300	452,800
100	355,800	399,400	429,700	453,200
101	356,500	399,900	430,100	453,600
102	357,200	400,400	430,500	
103	357,900	400,900	430,900	
104	358,400	401,400	431,300	
105	359,000	401,900	431,600	
106	359,500	402,400	432,000	
107	360,000	402,900	432,400	
108	360,600	403,400	432,800	
109	361,300	403,800	433,100	
110	361,800	404,200	433,500	
111	362,300	404,700	433,900	
112	362,800	405,200	434,300	
113	363,300	405,700	434,600	
114	363,800	406,100		
115	364,300	406,500		
116	364,800	406,900		
117	365,200	407,300		
118	365,600	407,700		
119	366,100	408,100		
120	366,600	408,500		

121	367,100	408,900		
122	367,600	409,200		
123	368,100	409,600		
124	368,500	410,000		
125	368,900	410,400		
126	369,200	410,800		
127	369,600	411,200		
128	370,000	411,600		
129	370,300	411,900		
130	370,500			
131	370,900			
132	371,300			
133	371,700			
134	372,000			
135	372,400			
136	372,800			
137	373,200			
138	373,600			
139	374,000			
140	374,400			
141	374,700			
142	375,100			
143	375,500			
144	375,800			
145	376,200			
146	376,600			
147	377,000			
148	377,400			
149	377,800			
150	378,200			
151	378,600			
152	379,000			
153	379,300			
154	379,700			
155	380,100			
156	380,500			
157	380,900			
158	381,300			
159	381,700			
160	382,100			

	161	382,500			
	162	382,900			
	163	383,300			
	164	383,700			
	165	384,000			
	166	384,400			
	167	384,700			
	168	385,100			
	169	385,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 233,100	円 272,300	円 295,900	円 335,200

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号および第2号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族等（以下「扶養親族たる子」という。）

10,500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円

第12条第1項第2号中「前条第2項第3号もしくは第5号」を「前条第2項第2号もしくは第4号」に改める。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」を「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の117.5」に、「、6月に支給する場合には100分の130、1

2月に支給する場合には「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」を「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」に、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」を「100分の135」とあるのは「100分の66.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用また

は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第11条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第11条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

(委任)

9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(説明) 幼稚園教育職員の給与を改定する必要がある。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条による改正】

第1条による改正後	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (第1項省略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の102.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。</p>
<p>(第4項から第6項まで省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5(第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の130」とする。</p>	<p>(第4項から第6項まで省略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 (第1項省略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の112.5(第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の130」とする。</p>

第1条による改正後	現行
<p>るのは「100分の60」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。 (第4項から第7項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>	<p>のは「100分の63.75」とする。 (第4項から第7項まで省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>

【第2条による改正】

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族等のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族等とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族等の区分に応じて、扶養親族等1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。) 10,500円</p> <p>(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族等のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族等とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> または <u>パートナーシップ関係(双方またはいずれか一方が性的マイノリティであって、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係として任命権者が当該関係を証明書等により確認できた関係をいう。)</u> の相手方</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60歳以上の父母および祖父母</p> <p>(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 心身に著しい障害のある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの</p> <p>3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族等の区分に応じて、扶養親族等1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号および第3号から第6号までに該当する扶養親族等 6,000円</p> <p>(2) 前項第2号に該当する扶養親族等(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円</p>
<p>(第4項省略)</p> <p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族等がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(第1号省略)</p>	<p>(第4項省略)</p> <p>第12条 新たに職員となった者に扶養親族等がある場合または職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(第1号省略)</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>(2) 扶養親族等たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第2号もしくは第4号に該当する扶養親族等が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族等たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>(2) 扶養親族等たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族等が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族等たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(期末手当)</p>
<p>第27条 (第1項省略)</p>	<p>第27条 (第1項省略)</p>
<p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p>
<p>(第4項から第6項まで省略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(第4項から第6項まで省略)</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>第30条 (第1項省略)</p>	<p>第30条 (第1項省略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に、<u>6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5</u>（第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。</p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>(第4項から第7項まで省略)</p>

【改正付則】

改正後	現行
<p>付 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。 (令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)</p> <p>3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会が定める。 (施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)</p> <p>4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)</p> <p>5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の</p>	

改正後	現行
<p><u>条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p> <p><u>(扶養手当に関する特例措置)</u></p> <p>6 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第11条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。</u></p> <p>7 <u>令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第11条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。</u></p> <p>8 <u>令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を扶養手当を支給するものとする。</u></p> <p><u>(1) 令和7年度 4,000円</u></p> <p><u>(2) 令和8年度 2,000円</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>9 <u>付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>	

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後						改正前					
別表第1（第6条、第20条関係） 幼稚園教育職員給料表						別表第1（第6条、第20条関係） 幼稚園教育職員給料表					
職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円			円	円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500	1	181,400	271,000	311,200	346,500	
	2	208,400	287,200	328,300	362,100	2	183,500	273,000	313,500	349,100	
	3	210,600	289,100	330,200	364,700	3	185,700	274,900	315,800	351,700	
	4	212,800	290,800	332,100	367,300	4	187,900	276,600	318,100	354,300	
	5	215,200	292,900	334,000	369,900	5	190,200	278,700	320,400	356,900	
	6	217,300	294,700	335,700	372,500	6	192,300	280,800	322,200	359,500	
	7	219,500	296,100	337,800	375,000	7	194,500	282,500	324,400	362,000	
	8	221,600	297,500	339,600	377,400	8	196,600	284,200	326,300	364,400	
	9	224,100	299,300	341,500	379,800	9	199,000	286,300	328,300	366,800	
	10	226,200	300,900	343,400	381,700	10	201,100	288,200	330,300	369,100	
	11	228,500	302,600	345,400	383,600	11	203,400	290,200	332,300	371,400	
	12	230,900	304,200	347,200	385,500	12	205,700	292,100	334,200	373,700	
	13	233,000	305,600	349,100	387,700	13	207,800	293,800	336,100	376,000	
	14	234,800	307,300	350,800	389,600	14	209,600	295,800	338,100	378,300	
	15	236,500	309,100	352,800	391,400	15	211,400	297,900	340,400	380,500	
	16	237,900	310,500	354,800	393,400	16	212,900	299,600	342,700	382,700	
	17	239,400	311,900	356,800	395,500	17	214,400	301,300	345,000	384,800	
	18	241,000	314,200	359,200	397,300	18	216,100	303,600	347,400	386,700	
19	242,200	316,500	361,700	398,900	19	217,500	305,900	349,900	388,600		

改正後						改正前					
20	243,800	318,800	364,200	400,300		20	219,400	308,200	352,400	390,500	
21	245,000	321,100	366,700	402,000		21	220,900	310,500	354,900	392,300	
22	246,000	322,600	368,300	403,500		22	222,400	312,200	356,900	394,200	
23	247,200	324,500	370,200	404,900		23	224,100	314,300	359,200	395,900	
24	248,300	326,400	372,100	406,100		24	225,800	316,400	361,500	397,500	
25	249,600	328,200	373,900	407,400		25	227,600	318,400	363,700	399,100	
26	250,300	330,000	375,500	408,700		26	228,900	320,400	365,700	400,800	
27	251,600	331,600	377,300	410,000		27	230,800	322,200	367,900	402,300	
28	252,800	333,100	378,900	411,300		28	232,600	323,900	369,900	403,900	
29	254,100	334,900	380,500	412,400		29	234,500	325,900	371,800	405,400	
30	255,500	336,400	382,100	413,500		30	236,200	327,600	373,800	406,800	
31	256,500	338,000	383,700	414,600		31	237,800	329,400	375,700	408,200	
32	258,000	339,500	385,300	415,700		32	239,700	331,100	377,500	409,600	
33	259,300	341,200	387,000	416,800		33	241,500	333,000	379,300	410,900	
34	260,700	342,800	388,400	417,700		34	243,200	334,800	381,100	412,100	
35	261,900	344,500	389,900	418,700		35	244,900	336,700	382,700	413,300	
36	263,400	346,300	391,000	419,500		36	246,800	338,700	384,100	414,500	
37	264,600	347,500	392,000	420,300		37	248,600	340,100	385,500	415,600	
38	266,000	349,000	393,200	421,200		38	250,300	341,800	386,800	416,600	
39	267,200	350,600	394,300	421,900		39	251,900	343,600	388,100	417,600	
40	268,600	352,100	395,100	422,700		40	253,900	345,300	389,300	418,600	
41	270,200	353,200	396,000	423,500		41	255,900	346,600	390,400	419,500	
42	271,400	354,600	396,900	424,300		42	257,400	348,200	391,600	420,400	
43	273,000	356,000	397,900	425,200		43	259,300	349,800	392,800	421,300	
44	274,500	357,200	398,700	426,000		44	261,300	351,200	393,800	422,100	
45	276,100	358,300	399,400	426,700		45	263,500	352,500	394,600	422,900	
46	277,700	359,600	400,000	427,400		46	265,300	354,000	395,500	423,600	

改正後						改正前					
47	279,200	360,900	400,800	428,100		47	267,100	355,500	396,500	424,300	
48	280,800	362,200	401,500	428,700		48	269,300	357,000	397,500	424,900	
49	282,000	363,400	402,300	429,300		49	271,100	358,400	398,300	425,500	
50	283,500	364,600	402,900	430,000		50	273,000	359,800	399,100	426,200	
51	285,000	365,700	403,600	430,600		51	274,900	361,100	399,900	426,800	
52	286,400	366,900	404,400	431,100		52	276,900	362,500	400,700	427,300	
53	288,200	368,000	405,100	431,600		53	278,700	363,800	401,400	427,800	
54	289,500	369,100	405,900	432,200		54	280,400	365,100	402,200	428,400	
55	290,900	370,100	406,700	432,700		55	282,200	366,300	403,000	428,900	
56	292,600	371,100	407,400	433,300		56	284,300	367,500	403,700	429,500	
57	294,500	372,000	407,900	433,900		57	286,300	368,600	404,300	430,100	
58	296,400	372,900	408,600	434,400		58	288,200	369,700	405,000	430,700	
59	298,400	373,800	409,200	435,000		59	290,200	370,800	405,700	431,300	
60	300,400	374,700	409,900	435,600		60	292,200	371,900	406,400	431,900	
61	302,500	375,500	410,500	436,100		61	294,300	372,900	407,000	432,400	
62	304,000	376,400	411,100	436,600		62	296,100	374,000	407,600	432,900	
63	305,800	377,200	411,700	437,100		63	298,200	375,000	408,200	433,400	
64	307,600	377,900	412,300	437,700		64	300,200	375,900	408,800	434,000	
65	309,600	378,700	412,800	438,100		65	302,200	376,900	409,300	434,400	
66	311,200	379,500	413,300	438,600		66	304,100	377,800	409,800	434,900	
67	312,900	380,100	413,900	439,100		67	306,100	378,700	410,400	435,400	
68	314,500	380,900	414,500	439,500		68	308,000	379,500	411,000	435,800	
69	316,300	381,700	415,100	440,000		69	310,000	380,300	411,600	436,300	
70	317,900	382,300	415,600	440,500		70	311,800	381,100	412,200	436,800	
71	319,500	383,000	416,200	441,000		71	313,700	381,900	412,800	437,300	
72	321,100	383,900	416,800	441,500		72	315,600	382,800	413,400	437,800	
73	322,600	384,700	417,300	441,900		73	317,400	383,600	413,900	438,200	

改正後						改正前					
74	324,200	385,400	417,900	442,400		74	319,200	384,300	414,500	438,700	
75	325,800	386,000	418,400	442,900		75	321,200	384,900	415,000	439,200	
76	327,400	386,700	419,000	443,400		76	323,000	385,600	415,600	439,700	
77	328,900	387,300	419,400	443,800		77	324,800	386,200	416,000	440,100	
78	330,400	387,900	419,900	444,200		78	326,700	386,800	416,500	440,500	
79	331,800	388,400	420,400	444,700		79	328,300	387,300	417,000	441,000	
80	333,200	389,000	420,900	445,200		80	330,000	387,900	417,500	441,500	
81	334,600	389,600	421,400	445,700		81	331,600	388,500	418,000	442,000	
82	336,000	390,100	421,900	446,200		82	333,200	389,000	418,500	442,500	
83	337,300	390,700	422,400	446,700		83	334,900	389,600	419,000	443,000	
84	338,500	391,300	422,900	447,100		84	336,400	390,200	419,500	443,400	
85	339,700	391,900	423,300	447,600		85	337,800	390,800	419,900	443,900	
86	341,000	392,500	423,700	448,000		86	339,300	391,400	420,300	444,300	
87	342,400	393,000	424,200	448,400		87	340,800	391,900	420,800	444,700	
88	343,600	393,600	424,700	448,800		88	342,100	392,500	421,300	445,100	
89	344,800	394,100	425,200	449,100		89	343,400	393,000	421,800	445,400	
90	346,000	394,500	425,600	449,400		90	344,700	393,400	422,200	445,800	
91	347,200	395,100	426,100	449,800		91	345,900	394,000	422,700	446,200	
92	348,300	395,600	426,600	450,200		92	347,100	394,500	423,200	446,600	
93	349,400	396,100	427,000	450,600		93	348,200	395,000	423,600	447,000	
94	350,400	396,600	427,400	451,000		94	349,300	395,500	424,000	447,400	
95	351,400	397,100	427,800	451,400		95	350,300	396,000	424,400	447,800	
96	352,400	397,600	428,200	451,800		96	351,300	396,500	424,800	448,200	
97	353,400	398,000	428,600	452,100		97	352,300	396,900	425,200	448,600	
98	354,300	398,400	428,900	452,400		98	353,200	397,300	425,500	448,900	
99	355,100	398,900	429,300	452,800		99	354,000	397,800	425,900	449,300	
100	355,800	399,400	429,700	453,200		100	354,700	398,300	426,300	449,700	

改正後						改正前					
101	356,500	399,900	430,100	453,600		101	355,400	398,800	426,700	450,100	
102	357,200	400,400	430,500			102	356,100	399,300	427,100		
103	357,900	400,900	430,900			103	356,800	399,800	427,500		
104	358,400	401,400	431,300			104	357,300	400,300	427,900		
105	359,000	401,900	431,600			105	357,900	400,800	428,300		
106	359,500	402,400	432,000			106	358,400	401,300	428,700		
107	360,000	402,900	432,400			107	358,900	401,800	429,100		
108	360,600	403,400	432,800			108	359,500	402,300	429,500		
109	361,300	403,800	433,100			109	360,200	402,700	429,800		
110	361,800	404,200	433,500			110	360,700	403,100	430,200		
111	362,300	404,700	433,900			111	361,200	403,600	430,600		
112	362,800	405,200	434,300			112	361,700	404,100	431,000		
113	363,300	405,700	434,600			113	362,200	404,600	431,300		
114	363,800	406,100				114	362,700	405,000			
115	364,300	406,500				115	363,200	405,400			
116	364,800	406,900				116	363,700	405,800			
117	365,200	407,300				117	364,100	406,200			
118	365,600	407,700				118	364,500	406,600			
119	366,100	408,100				119	365,000	407,000			
120	366,600	408,500				120	365,500	407,400			
121	367,100	408,900				121	366,000	407,800			
122	367,600	409,200				122	366,500	408,100			
123	368,100	409,600				123	367,000	408,500			
124	368,500	410,000				124	367,400	408,900			
125	368,900	410,400				125	367,800	409,300			
126	369,200	410,800				126	368,100	409,700			
127	369,600	411,200				127	368,500	410,100			

改正後						改正前					
128	370,000	411,600				128	368,900	410,500			
129	370,300	411,900				129	369,200	410,800			
130	370,500					130	369,400				
131	370,900					131	369,800				
132	371,300					132	370,200				
133	371,700					133	370,600				
134	372,000					134	370,900				
135	372,400					135	371,300				
136	372,800					136	371,700				
137	373,200					137	372,100				
138	373,600					138	372,500				
139	374,000					139	372,900				
140	374,400					140	373,300				
141	374,700					141	373,600				
142	375,100					142	374,000				
143	375,500					143	374,400				
144	375,800					144	374,700				
145	376,200					145	375,100				
146	376,600					146	375,500				
147	377,000					147	375,900				
148	377,400					148	376,300				
149	377,800					149	376,700				
150	378,200					150	377,100				
151	378,600					151	377,500				
152	379,000					152	377,900				
153	379,300					153	378,200				
154	379,700					154	378,600				

改正後					改正前						
	155	380,100				155	379,000				
	156	380,500				156	379,400				
	157	380,900				157	379,800				
	158	381,300				158	380,200				
	159	381,700				159	380,600				
	160	382,100				160	381,000				
	161	382,500				161	381,400				
	162	382,900				162	381,800				
	163	383,300				163	382,200				
	164	383,700				164	382,600				
	165	384,000				165	382,900				
	166	384,400				166	383,300				
	167	384,700				167	383,600				
	168	385,100				168	384,000				
	169	385,500				169	384,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円		円	円	円	円	円
		233,100	272,300	295,900	335,200		230,600	269,400	292,600	331,700	